

# 食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)(案)の概要

## 食品安全委員会の役割

政府において、食品の安全性の確保に関する科学的評価及び情報収集を一元的に担い、かつ、食品の安全性の確保に関する関係者相互間における情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関に対し、勧告、意見具申又は助言を行うことから、緊急時においては政府全体の対応の要としての役割を果たすこととなる。

## 対象となる緊急事態等

緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。

被害が大規模又は広域であり、かつ、関係府省の対応の調整を要する事案  
科学的知見が十分でない原因により被害が生じた又は生じるおそれがある事案

## 対応の基本

国民の健康の保護が最も重要であるとの認識のもとに、平時から、食品危害情報の収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を政府全体として行うために、関係機関等と緊密に連携し、国民の生命又は健康に対する悪影響の防止又は抑制に努めるものとする。緊急事態等における対応については、特定の感受性集団(乳幼児、妊婦等)への影響等を考慮しつつ、不確定要素への評価を含め最悪の事態も想定して行うものとする。

## 平時の対応

### 緊急時における体制の整備

- ・第1次参集要員をあらかじめ指定しておく。
- ・緊急時の連絡体制を整備する。
- ・対応要領の検討及び訓練を実施する。

### 関係行政機関との連絡体制

- ・関係行政機関の夜間休日における対応を含めた連絡窓口を設置する。
- ・関係行政機関と緊密に情報交換を行う。

### 情報の収集

平時から関係機関、報道機関、インターネット等を通じて食品危害情報等の広範囲な収集、整理、分析を行う。

### 調査研究

必要な知見を得るため、必要に応じて、機動的かつ弾力的に調査研究を行う。

## 緊急時における対応

### 連絡要領

情報・緊急時対応課は、緊急事態等を認知した場合には、速やかに事務局長(事務局長と連絡がとれない場合は、次長)に第1報を連絡する。

事務局長(次長)は、当該緊急事態等について、引き続き注視する必要があると判断したときは、情報・緊急時対応課に対し、情報の継続的収集及び連絡を指示する。

事務局長(次長)は、当該緊急事態等について、委員長(委員長と連絡がとれない場合には委員長代理)に報告し、対応体制についての指示を受け、必要な事務局職員に対し、参集又は待機を指示連絡するとともに、必要に応じ、関係行政機関に連絡する。

### 調査研究

緊急時の対応を行うために必要な知見を得るため、必要に応じ、関係試験研究機関に対し、直接又は関係大臣を通じて、調査、分析、検査の実施を要請する。

調査結果等を利用して、科学的観点から考慮しつつ、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項について、調査審議する。

### 情報の収集

関係行政機関、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、報道機関又はインターネット等を通じて、食品危害情報等の収集、整理、分析を行う。

委員、専門委員又は職員を現地に派遣し、情報を収集させるとともに、適宜助言を行う。

食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じて、消費者等からの食品危害情報等の収集に努める。

専門委員は、入手した情報の重要性及び緊急性を判断し、通報を行うとともに、必要に応じ、緊急の対応の必要性等について助言を行う。

### 情報の提供

国内外の情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に情報提供する。

食品危害情報等について、必要に応じ、関係行政機関、関係試験研究機関、関係国際機関等に速やかに情報を提供する。

## 委員会の開催等

### <緊急対策本部の設置>

委員長は、政府全体として、緊急時の対応を行うべきと判断した場合には、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置を助言する。

事務局長は、府省横断的に対応すべきと判断した場合には、関係府省連絡会議(局長級)及び幹事会(課長級)を開催する。

専門委員を委員会へ参加させることができる。

### 食品健康影響評価等

### <勧告及び意見>

食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。

食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。

食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対して、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。

## 事後検証

緊急事態等において、実施した対応等について記録するとともに、事後において、食品安全委員会の緊急時対応の問題点や改善点等について検証を行い、より迅速かつ適切な緊急時対応に努めるとともに、必要に応じ、本指針の見直しを行うこととする。